

川崎市みどりの事業所の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）第5条による事業者の責務の一つとして、事業所におけるみどりの推進を図ることにより、みどり豊かなうるおいとやすらぎのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 川崎市緑化指針（以下「指針」という。）に規定される住宅地、公共公益施設以外の施設をいう。
- (2) 事業者 第5条に規定する川崎市みどりの事業所の推進に関する協定を締結した事業所をいう。
- (3) 緑化地 事業者が緑化した土地をいう。
- (4) 緑化面積 指針の基準に基づき算出される緑の面積をいう。
- (5) 公共のみどり 不特定多数の人々の目に触れ、地域の景観形成に寄与している緑化地などをいう。

(目標)

第3条 事業所における緑化面積は、当該事業所の敷地面積の10%以上を確保することを目標とする。ただし、やむを得ない理由により、事業所の敷地内で目標を確保できない場合には、市長と協議のうえ敷地外の場所を緑化地とすることができる。

(緑化の基準)

第4条 事業所における緑化の基準は、指針を準用する。

(協定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するための協力を得られる事業所について、その代表者との間で、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(協議会)

第6条 第3条の目標を達成するため、事業者で構成する川崎市みどりの事業所推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営について、必要な事項は別に定める。

(管理)

第7条 事業者は、緑化地などについて、必要な維持管理を行うものとする。

(助言)

第8条 市長は、事業者に対し、次の各号に掲げる緑化に関する助言を行うことができる。

- (1) 事業所の緑化計画の作成及び樹種の選定
- (2) 緑化地などの維持管理手法
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(支援)

第9条 市長は、公共のみどりのうち継続性が図られるものについては、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事項について協議会に加入している事業者に対し支援することができる。

- (1) 緑の景観の向上を目的とした緑化地などの新設または増設に関するもの
- (2) 緑化地などの維持管理に関するもの
- (3) 緑化地などの変更に伴う樹木等の保存に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項による支援を受けた事業者は、その緑化地などについて適切な維持管理に務めるとともに、良好に保持しなければならない。

(広報)

第10条 市長は、事業者の緑化活動に係る取り組みを、市民等に広く伝えることにより、みどりの推進に関する意識の高揚に努めなければならない。

(調査)

第11条 市長は、事業者に対し、緑化地などに関して必要と認める調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の調査があったときは、協力するものとする。

(協定の変更等)

第12条 事業者は、協定の内容に変更等が生じるときは、速やかに市長に届けるものとする。

2 事業者は、事業所の改廃等の事由により緑化地を変更しようとするときは、前項の届出をする前に、変更の内容を記載した書面をあらかじめ市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の書面の提出があったときは、必要な指示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定によってされた手続は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。